

調 査 意 見 書

受理番号 107-78		学校 高等学校		教科 公民	種目 倫理	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	判定
	ページ	行				
1	72	上囲み	「格物致知」中、「則ち物に格（かか）りて」	生徒が誤解するおそれのある表現である。（「かか）りて」）	3-(3)	
2	88	8 - 14	カルヴァンによれば、…職業生活において禁欲的に精進し、成功を収めることで、自分は神に選ばれているとの確信、救いの確信を得ることができるのである。…	生徒が誤解するおそれのある表現である。（カルヴァンの思想について）	3-(3)	
			このようなカルヴァンの思想はカルヴィニズムとよばれる。			
3	100	左囲み	「人間の認識」中、「内容のない思想」	表記が不統一である。（「人間の認識」上段では「内容のない思考」）	3-(4)	
4	134	1 - 2	第二次世界大戦中にナチスの強制収容所で過酷な体験をしたレヴィナスは、	生徒が誤解するおそれのある表現である。（「強制収容所」）	3-(3)	
5	196	14	レジグナチオン（Regnation）	生徒が誤解するおそれのある表現である。（「Regnation」）	3-(3)	
6	227	図3	公的介護保険の概要	生徒にとって理解し難い図である。（「被保険者」から「介護サービス提供機関」に向かう「介護サービス」の矢印の向き）	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

調査意見書

受理番号 107-79		学校 高等学校		教科 公民	種目 倫理	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	判定
	ページ	行				
1	20	8 - 9	下の図は、演繹的推論による解決を求める問題である。	脱字である。 (「演繹的推論による解決」)	3-(2)	
2	44	13 - 14	自分も子として許され受け入れられたことに気づき感謝する人は、心から神を愛する神への愛をもつ(放蕩息子のたとえ)。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (45ページ上囲み「放蕩息子のたとえ」に照らして。)	3-(3)	
3	119	脚注1	「イエス」としかいえないラクダ(ラクダの鳴き声はドイツ語の「イエス」のように響く)は既存の秩序に服従するが、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「ラクダの鳴き声はドイツ語の「イエス」のように響く」)	3-(3)	
4	157	3	熊野権現の信託を受け、	誤記である。 (「信託」)	3-(2)	
5	165	6 - 7	江戸時代中期以降、古学を代表とする日本独自の儒学思想が登場した。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (古学の登場時期)	3-(3)	
6	182	脚注2	透谷は、平和活動や貧民救済事業を展開したが、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「貧民救済事業を展開」)	3-(3)	
7	212	グラフ	インターネットに関する人権問題	脱字である。 (「インターネットに関する」)	3-(2)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

調 査 意 見 書

受理番号 107-80		学校 高等学校		教科 公民	種目 倫理	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	判定
	ページ	行				
1	70	上図	「儒家・道家思想の流れ」中、朱子学、陽明学に向かう矢印	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (朱子学と陽明学との関係)	3-(3)	
2	84	3 - 7	カルヴァンは…さらに、人間は神の道具として神の栄光を地上に実現するためにのみ働かなければならず、天職としてみずからの職業にはげむことよってのみ、神の救済の予定を確信できると主張した。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (カルヴァンの思想について)	3-(3)	
3	112	脚注1	生産関係として、マルクスは、原始共産制・奴隷制・封建制・資本主義制・社会主義制の五段階を考えた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (マルクスにおける生産関係の段階について)	3-(3)	
4	126	8 - 16	たとえば狂気は、ルネサンス時代までは通常の間とは異なる神聖なものともみなされることもあった。しかし、数量的な比較をエビステマーとする17世紀半ばからの古典主義時代には、狂	生徒にとって理解し難い表現である。 (時系列)	3-(3)	
			気は反理性的なものとして社会から隔離され、管理されるようになっていった。そこに表れているのは、ベンサムが考え出した一望監視方式の監獄（パノプティコン）のように、監視される			
			者たちが監視者の視線を内面化し、みずから規律に服従させていくような権力の働きである。こうして、みずからの生を自発的に隷属させ、生命を管理し増大させる権力に委ねる「人間」が			
			,近代を規定する構造となった。			
5	151	写真	ご神木（千葉・香取神社）	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「香取神社」)	3-(3)	
6	211	脚注3	「ケアの倫理」中、「アメリカの心理学者キャロル＝ギリガン（1936～）らが唱えた概念。」	表記が不統一である。 (212ページ11行目では「キャロル＝ギリガン（1937～）」)	3-(4)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

調 査 意 見 書

受理番号 107-80		学校 高等学校		教科 公民	種目 倫理	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	判定
	ページ	行				
7	222	下囲み	「15歳の少女グレタの活動」中、「2017年, 15歳のグレタ＝トゥーンベリは, …ひとりで学校ストライキを始めた。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「2017年」)	3-(3)	
8	228	6 - 7	オーストラリアでは2024年, 16歳以下の子どものSNSの使用を禁止する法律が成立している。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「16歳以下」)	3-(3)	
9	248	6	現在も7か国が核保有を宣言しており,	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「7か国が核保有を宣言」)	3-(3)	
10	249	12 - 13	「考え方①カントの立場」中、「…平和実現の条件として各国の国制は民主的でなければならないとも主張している。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「民主的」)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

